

## 1 市民と行政の協働による計画の推進

第2次鹿児島市男女共同参画計画の効果的な推進を図るため、学識経験者、関係行政機関・団体等から推薦された者、公募市民から組織された「鹿児島市男女共同参画審議会」を開催し、男女共同参画に関する諸問題についての審議や意見の聴取を行い、施策に反映させます。

また、男女共同参画センターを核として市民活動団体を育成・支援し、市民との協働による施策の実施、計画の推進を図ります。

## 2 庁内における推進体制の強化

第2次鹿児島市男女共同参画計画に資する施策の総合的な企画調整を図り、全庁的な推進を円滑に行うため、全局長、関係部長からなる「鹿児島市男女共同参画推進連絡会議」を開催し、関係各部局間の連絡調整や男女共同参画審議会からの提言の検討などを行います。

また、市職員への男女共同参画の理念の浸透を図り、男女共同参画の視点に立った市政の推進に努めます。

## 3 男女共同参画センターの機能の充実

男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設として、学習、情報、支援、相談、調査研究の5つの機能の充実を図り、より効果的な事業の展開を進めます。

また、センターの機能を十分に活かし、適正かつ有効な利用を図るため、センターの利用者であって公募に応じた者や男女共同参画に関する専門家などで組織する「男女共同参画センター運営委員会」を設置し、市民の意見を反映させた事業運営を進めます。

## 4 国、県、関係機関、民間等との連携

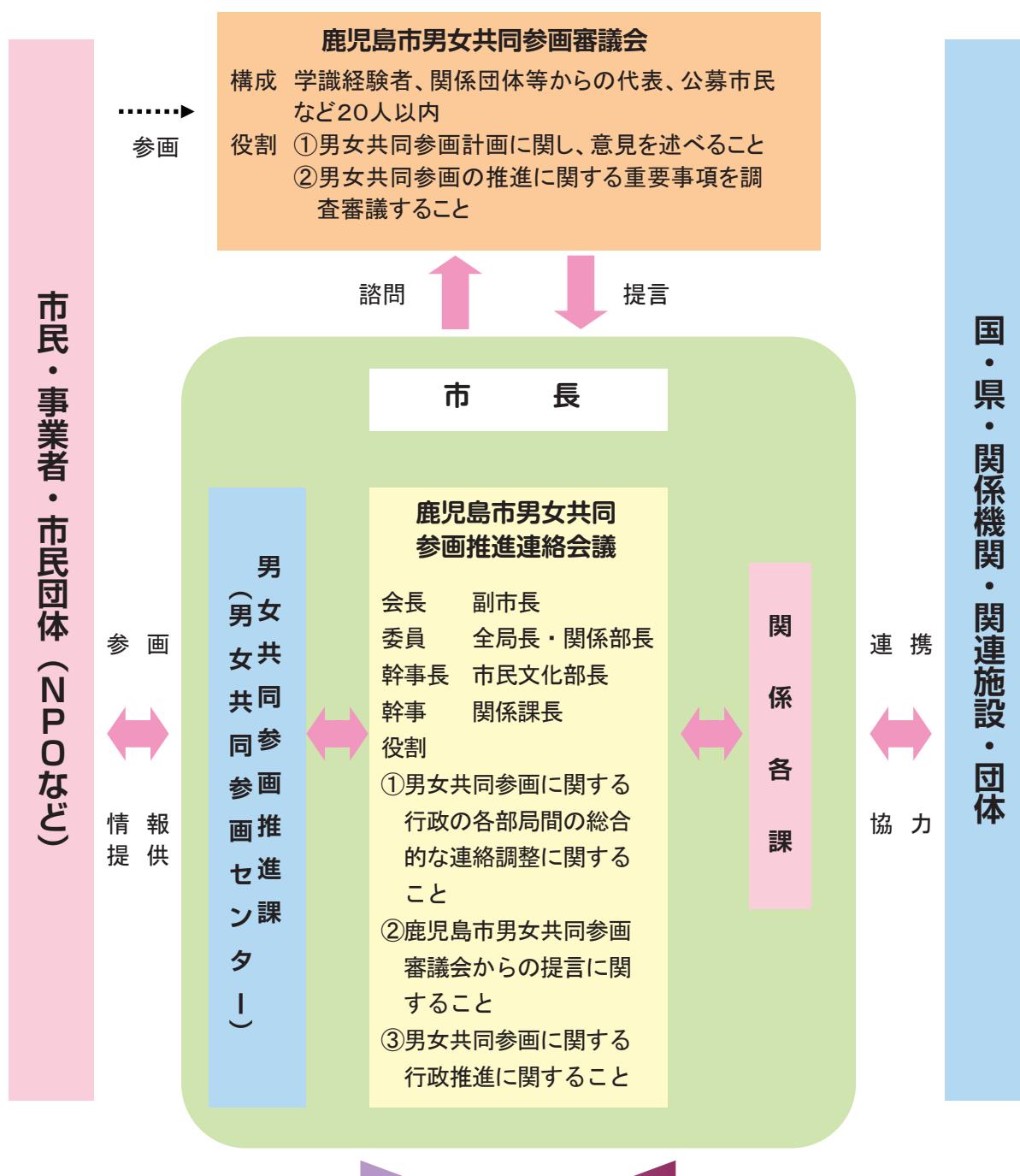
男女共同参画社会の実現に向けて国、県、関係機関をはじめ、事業者、市民団体(NPOなど)との連携と協力体制を強化するとともに、情報の共有化に努めます。

## 5 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、各施策の着実な実施を行うとともに、毎年、実施状況を把握し、「鹿児島市男女共同参画審議会」に報告し、進行管理を行います。

進捗状況の把握のために指標を設定し、達成度のチェックを行います。

## 推進体制



男女共同参画社会の実現